

## 第 13 章 事後調査の計画



## 第13章 事後調査の計画

### 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目 及びその理由

#### (1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価 項目	影響要因の 区分	影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
	騒音・低周波音	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	×
水 質	工 事	造成等の工事	×
水 象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
土壤汚染	工 事	造成等の工事	×
地 盤	存在・供用	造成地の存在	○
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
景 觀	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	○
自然とのふれあ いの場	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

表 13.1-1(2) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
日照阻害	存在・供用	施設の存在	○
廃棄物等	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	× × ×
	存在・供用	施設の稼働 自動車交通の発生	× ×

## (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、予測地点における降下ばいじん量は、工事に係る降下ばいじん量の寄与参考値を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測される。また、非メタン炭化水素については、バックグラウンド濃度が高いことから、進出企業にはより一層の排出抑制に努めるように指導していく。これらのことから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、環境基準を超過すると予測されたため、個々の進出企業が決定した段階で具体的な予測条件のもと、騒音予測及び評価を実施し、関係基準を満足するように騒音対策を講じる。 また、低周波音音圧レベルは、評価の指標とした感覚閾値を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
			予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、環境基準を超過すると予測されたため、個々の進出企業が決定した段階で具体的な予測条件のもと、騒音予測及び評価を実施し、関係基準を満足するように騒音対策を講じる。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
振 動	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
悪 臭		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。	

表 13.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
水質	工事	造成等の工事	工事中における降雨に伴う濁水については、仮設調整池の設置などの土砂流出防止対策を講ずることにより、下流水路への濁水発生防止を図っていく。また、コンクリート工事に伴うアルカリ排水については、できる限りコンクリート二次製品を使い、現場でもコンクリート打設を少なくする等の対策を講ずることにより、アルカリ排水の流出を防止していくため、工事中におけるこれらの影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
水象	存在・供用	造成地の存在	造成による雨水流出量の変化については、新設する調整池により、雨水流出量の抑制を図ることで下流の新河岸川及び白子川の流量、流速及び水位への変化の程度は小さいものと考える。
		施設の存在	したがって、事後調査項目から除外する。
土壤汚染	工事	造成等の工事	土壤汚染については、地歴調査により、特定有害物質の取扱の可能性があるとされた場所を改変する場合は、「土壤汚染対策法」に基づく手続きの中で適切に措置を実施する。 したがって、事後調査項目から除外する。
動物	工事	建設機械の稼働	工事中における動物に対する影響は、一時的なものであり、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に一時に逃避する。また、計画地内は既に市街地化が進んでおり広域的な地域の耕作地環境としての位置づけは小さいものと考えられ、地域の動物相に及ぼす影響は小さいものと考える。
		資材運搬等の車両の走行	したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	計画地内の公園、緑地等の植栽には、和光市の現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。 したがって、事後調査項目から除外する。
植物	工事	造成等の工事	工事中における植物に対する影響は、一時的なものであり、計画地に生育する植物の多くは、計画地周辺にもみられる。また、計画地内は既に市街地化が進んでおり広域的な地域の耕作地環境としての位置づけは小さいものと考えられ、地域の植物相に及ぼす影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
			計画地内の公園、緑地等の植栽には、和光市の現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。 したがって、事後調査項目から除外する。
生態系	工事	建設機械の稼働	工事中における生態系に対する影響は、一時的なものであり、計画地内を利用していた動物の多くは計画地周辺に一時に逃避、計画地に生育する植物の多くは、計画地周辺にもみられる。また、計画地内は既に市街地化が進んでおり広域的な地域の耕作地環境としての位置づけは小さいものと考えられ、地域の生態系に及ぼす影響は小さいものと考える。
		資材運搬等の車両の走行	したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	計画地内の公園、緑地等の植栽には、和光市の現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	工事中における自然とのふれあいの場への影響は、計画地周辺の自然とのふれあいの場へのアクセスルートは、ほとんどが歩車分離が図られており、資材等運搬車両の走行に伴う交通手段の阻害のおそれは小さく、利用環境の変化も著しい影響はないものと予測された。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存 在・供用	造成地の存在	供用時における自然とのふれあいの場への影響は、計画地周辺の自然とのふれあいの場へのアクセスルートは、ほとんどで歩車分離が図られており、関連車両の走行に伴う交通手段の阻害のおそれは小さく、利用環境の変化も著しい影響はないものと予測された。 したがって、事後調査項目から除外する。
		施設の存在	
		施設の稼働	
		自動車交通の発生	
廃棄物等	工 事	造成等の工事	工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存 在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う廃棄物は、各進出企業でできる限り再利用を施す等適正に処理するよう指導していく。また、雨水については調整池により適切に調整すること、各企業の処理水については、適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う温室効果ガスの排出は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存 在・供用	施設の稼働 自動車交通の発生	進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。

## 13.2 調査方法等

### (1) 騒音

#### ① 調査内容

##### ア. 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

##### イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

#### ② 調査方法

騒音の状況については、現地調査により道路交通騒音を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。  
環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目	測 定 方 法
道路交通騒音	JIS-Z-8731
交通量	ハンドカウンターによる測定

### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様の 3 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

### (4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始 3 年後）とし、調査期間・頻度は平日 1 日（24 時間）とする。

## (2) 地 盤

### ① 調査内容

##### ア. 地盤の状況

造成地の存在による地盤沈下の変動を調査項目とする。

##### イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

#### ② 調査方法

敷地境界における地盤沈下の変動を測定する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

### ③ 調査地域・地点

地盤の状況の調査地点については、計画地の敷地境界とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

### ④ 調査期間・頻度

調査時期は工事着手前、工事中、造成工事終了後とし、調査期間・頻度は各時期に1回、地盤沈下の変動の測定を行う。

## (3) 景観

### ① 調査内容

#### ア. 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

#### イ. 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

### ② 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

### ③ 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

### ④ 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始3年後)とする。なお、調査期間・頻度は1回とする。

## (4) 日照阻害

### ① 調査内容

#### ア. 日照阻害の状況

日影の状況を調査項目とする。

#### イ. 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

### ② 調査方法

日影の状況については、竣工図の確認による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

### **③ 調査地域・地点**

日影の状況については、計画地内の建物とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

### **④ 調査期間・頻度**

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始3年後）とする。

## **13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針**

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、和光市が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

## **13.4 事後調査の実施体制**

### **(1) 事後調査の提出時期**

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

### **(2) 事後調査を実施する主体**

事後調査は、都市計画決定権者である和光市が主体となり実施する。